

総社市図書館雑誌広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総社市図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する雑誌のカバー等への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の対象)

第2条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が、「総社市広告掲載基準」（以下「基準」という。）第4条各号に該当する規制業種又は事業者に係るものは、対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、「総社市広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）第6条及び「基準」第5条各号に該当するものは、対象としない。

(広告掲出期間)

第3条 広告の掲出期間は、月を単位とし、掲載期間の終期は広告掲載開催日の属する年度の3月31日とする。

2 広告の掲載開始日及び終了日は、総社市教育委員会教育長 久山延司（以下「教育長」）が決める。

3 広告掲載が決定した場合や広告を掲載している場合において、図書館に起因する事由又は休刊、廃刊等になったことにより広告掲載ができなくなった場合は、教育長と広告掲載者で協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、図書館ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載料)

第5条 1誌につき一律1,000円／1箇月（消費税込み）とする。ただし、掲載期間が12箇月の場合の掲載料は10,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 申込者は、総社市図書館雑誌広告掲載申込書（様式第1号）・応募資格についての確約書（様式第2号）に、広告の原稿案及びそれに伴う資料を添えて、指定する期日までに図書館に提出するものとする。

2 掲載する雑誌は、図書館長が別に指定する雑誌の一覧から申込者が選定するこ

とができる。ただし、当該雑誌の図書館内における配架位置は、図書館長が決定するものとする。

- 3 破損・汚損等のため、カバー裏面の広告を修復する必要が生じた場合、広告掲載者の負担により速やかに修復するものとする。

(広告掲載の承認)

第7条 教育長は、前条の申込書の提出を受けたときは、速やかに総社市雑誌広告審査委員会（以下「審査会」という。）に諮り、掲載の可否を決定し、総社市図書館雑誌広告掲載承認決定通知書（様式第3号）又は総社市図書館雑誌広告掲載不承認決定通知書（様式第4号）により通知する。

- 2 審査会の委員長は図書館長を、委員は、教育部長、文化スポーツ部長、生涯学習課長、図書館次長、そのほか図書館長が必要と認める職にある者をもって充てる。
- 3 審査会は、必要があればデザイン素材その他承認の可否を判断するための資料の提出を求めることができる。
- 4 審査会は、広告の内容及びデザイン等（以下「広告内容等」という。）が要綱第6条及び基準第4条に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、申込者に対して広告内容等の修正を指示できるものとする。
- 5 申込者は前項の指示をされたときは、速やかに広告内容を修正し、指定する期日までに図書館に提出の上、審査を受けるものとする。
- 6 同一の雑誌に対して複数の申込みがあった場合は、その先着順に広告掲載者を決定する。

(広告の製作)

第8条 申込者は、前条により承認が決定した広告の原稿を、教育長が指示する方法により、指定する期日までに図書館に提出しなければならない。

- 2 広告の原稿案及び前項に規定する広告の原稿を作成する費用は、申込者の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第9条 第7条の規定により広告掲載の承認を受けた者は、あらかじめ指定する期日までに掲載期間に係る掲載料の総額を一括して市に納付しなければならない。

(広告の掲載)

第10条 教育長は、第5条の規定により広告掲載料が納付され、かつ第8条の規定により提出のあった広告原稿が適当であると認めたときは、指定雑誌カバーに広告を掲載するものとする。

(広告等の変更)

第11条 広告掲載者は月を単位として広告内容等を変更することができる。

2 広告掲載者は広告内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前々月末までに、総社市図書館雑誌掲載広告変更申込書（様式第5号）を提出し、承認を得るものとする。

(広告掲載の取消し等)

第12条 教育長は、次の号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他の何らかの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
 - (2) 指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき
 - (3) 第7条第3項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき
 - (4) その他雑誌カバーへの広告掲載が不適当であると判断したとき
 - (5) 広告掲載承認後、第2条各号に規定する欠格事項に該当することが判明したとき
- 2 教育長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載取り下げの申し出)

第13条 広告掲載者は、原則として掲載終了予定日の1箇月前までに、総社市図書館雑誌広告掲載取り下げ申出書（様式第6号）の提出により、雑誌の広告の取り下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により、広告掲載を取りやめた場合において、既納の広告掲載料は還付しない。ただし、審査会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、広告掲載料を返還する。

3 前各号の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の責務)

第15条 広告掲載者は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告掲載者は、第7条第1項の規定により決定を受けた雑誌カバーへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領に定めがない事項は、総社市広告掲載基準を準用するとともに、広告掲載について必要な事項は、教育委員会が定める。

付則

この要領は令和3年10月1日から施行する。